

NPO等による復興支援事業（交流会事業）の選定に係る審査要領

第1 趣旨

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会設置要綱第2条第1号に基づき、NPO等による復興支援事業（交流会事業）（以下「交流会事業」という。）の受託者を選定するに当たり、公正かつ適正な審査を実施するため、以下のとおり「NPO等による復興支援事業（交流会事業）審査要領」を定める。

第2 選定

受託者の選定は、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

第3 審査対象者

審査対象者は、交流会事業公募型プロポーザル実施要領のⅢ参加要件の条件を満たす団体のうち、県の指定する期日までに、指定した様式、方法で申し込んだ法人等であること。

第4 審査方法

審査委員会は、次の各号に定める手順に基づき、応募書類一式及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、協議により受託者を選定する。競争性、公正性の観点から、プレゼンテーションは非公開とする。

ただし、審査委員会委員の集合による審議が困難であり、以下の手順により難しい場合には、プレゼンテーション及び質疑応答の実施を省略し、書面による審査によって受託者の選定を行うことができるものとする。

- (1) 各審査委員は、応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答をもとに、別紙様式「NPO等による復興支援事業（交流会事業）審査票（以下「審査票」という。）により、審査を行う。
- (2) 評価は、審査票の各項目に記載された点を満点とした絶対評価で行い、各審査委員それぞれ40点満点とする。
- (3) 順位付けは、審査委員全員の個別評価を合計した総評価点により行うことを基本とし、審査委員ごとの評価点の順位による順位点も順位付けの参考とする。
- (4) 委託事業の選定は、原則として総評価点の7割以上とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、事業内容の確認を要するものにあつては、その内容を確認した後に選定する場合がある。

第5 審査基準

審査は、次の基準により実施するものとする。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他特に優れた点があること。